

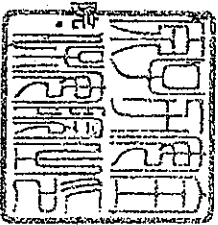
経 済 産 業 省

平成 18・06・23 原院第 2 号

平成 1 8 年 6 月 3 0 日

十六歳以上十八歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造
及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について (内規)

経済産業省原子力安全・保安院



平成 1 8 年 3 月 3 1 日付けで火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令 (平成 1 8 年経済産業省令第 2 7 号) 及び十六歳以上十八歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示 (平成 1 8 年経済産業省告示第 6 9 号) が公布されたことに伴い、下記のとおり「十六歳以上十八歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について (内規)」を制定する。

記

特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定について、次のとおり
解する。

1. 火薬類取締法施行規則 (昭和 2 5 年通商産業省令第 8 8 号。以下「規則」という。) 第 4 8 条の規定に基づく消費の許可申請について

(1) 特定手筒煙火の消費の許可申請に際しては、火薬類取締法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 9 号) 第 2 5 条第 2 項に基づき、都道府県知事が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないかを確認するため、「火薬類消費許可申請書」(様式第 2 9) の「危険予防の方法」の欄に、危険予防に係る具体的な実施事項のほか次の事項を記載するものとする。

- ① 監督者の住所、氏名及び年齢
- ② 監督者における手筒煙火の消費に係る経験年数並びに過去 5 年間の年平均の消費数量及び消費回数
- ③ 手筒煙火による災害の発生の防止に必要な教育の実施時期及びその方法

(2) 火薬類消費許可申請書に規則第48条第1項に規定する「火薬類消費計画書」を添付するに際しては、都道府県知事が同条第2項において当該計画書に記載することとされているもののほか16歳以上18歳未満であることを確認するため、消費場所において火薬類を取り扱う必要のある者の年齢も併せて記載するものとする。

2. 「十六歳以上十八歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示」(平成18年経済産業省告示第69号。以下「告示」という。)における特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準について

(1) 第1条関係

第3号に規定する「高強度の二重構造」とした特定手筒煙火は、「紙製の内筒」が滑り落ちることのないよう、これと「ポリカーボネート製の外筒」が十分に固定されたものであること。

(2) 第2条関係

①第1号に規定する「手筒煙火による災害の発生の防止に必要な教育」の内容については、次のとおりとする。

(i) 教育の内容は、次に掲げるものとする。

- イ 特定手筒煙火の消費に係る技術上の基準等の火薬類取締法令に関すること
- ロ 黒色火薬の性質及び取扱上の注意事項に関すること
- ハ 特定手筒煙火の消費方法(筒の持ち方等に係る実演を含む。)に関すること
- ニ 消費の際の服装に関すること(筒から噴出される火の粉による危害を防止するため、厚手の木綿製長そでシャツ及び長ズボン、帽子、手つ甲その他の難燃性の衣服又は防護具を着用し、肌の露出を極力防ぐよう消費者に対して指導及び監督することを含む。)

ホ その他監督者が必要と認めるもの

(ii) 当該教育は、16歳以上18歳未満の消費者がその内容を確実に理解するために必要な期間が確保できるよう消費当日まで十分に余裕のある時期に行うとともに、その教育効果を上げるため3時間以上の時間を確保すること。

②第3号に規定する「自らの身体からできる限り離れた位置で特定手筒煙火を手でつかむこと」とは、万一の筒の暴発等による被害を極力防止するため、筒をわきに挟みかつ腕で抱えるのではなく、自らの身体からできる限り離れた位置で筒を保持することにより一定の距離を確保するとともに、衝撃等が直接手に及ぶことのないよう、筒を直接握るのではなく、あらかじめ筒に固く取り付けられた縄等の取っ手を握ることにより間接的に筒を手でつかむことをいう。

附 則

本内規は、平成18年7月1日から施行する。